

農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見書・調査書

(農業委員会権限又は知事権限 (4ha 超) に係る許可申請の場合の調査書)

大槌町農業委員会 会長 佐々木重吾 印

作成年月日 令和 2 年 1 1 月 2 4 日

1	当事者の氏名	譲受 (借) 人	株式 XXXXXXXXXX	譲渡 (貸) 人	XXXXXXXXXX
2	申請処理の経過	受 付	令和 2 年 1 1 月 1 0 日	意見・可否決定	令和 2 年 1 1 月 2 4 日
3	(1) 用途	1	農業用施設用地	6	公園、広場等用地
		2	農家住宅用地	7	道路、水路等用地
転用事項	(2) 工事計画	3	一般個人住宅用地	8	植林用地
		4	工鉱業用地	9	上記以外の建物用地
		5	学校用地	10	上記以外の施設用地
		着工予定	一年 一月	完成済	一時転用 永久転用
4	検討事項	意 見	意 見 決 定 の 理 由		
農地転用許可基準からみた意見と理由	(1) 農地の区分	適 当	不適当	許可基準に定める農地の区分の該当事項	
	第 2 種農地			第 2 の 1 の (1) のカの (ア)	
				該当事項とした判断理由 (申請に係る農地の営農条件及び周辺の農地の市街地化の状況を記載すること)	
		その他 (農用地、甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地に該当しない場合)			
	(2) 転用目的	適 当	不適当	第 2 の 1 の (1) のオの (イ) に非該当 (代替地なし)	
	(3) 目的実現の 確実性(資力及び信用、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況についても記載すること。)	確 実	不確実	平成 24 年 6 月 15 日付で一時転用 (20 年) の許可。既に店舗及び駐車場として整備され、営業している。 資力については金融機関からの残高証明で確認済。	
	(4) 宅地造成の場合はその妥当性	適 当	不適当	該当なし (既設)	
	(5) 計画面積	適 当	不適当	必要最小限の面積である。	
	(6) 位置	適 当	不適当	当該申請地は、役場から約 2 km の位置にあり、東約 1 km に公立小中一貫校並びに高等学校、西約 300m に三陸沿岸道路のインターチェンジ出入口がある。北側は山林、東側及び南側は県道、西側が宅地に隣接しており問題はない。	
	(7) 用排水	適 当	不適当	該当なし	
	(8) 被害防除	適 当	不適当	該当なし	
(9) 地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保	適 当	不適当	当該申請地を転用することにより、農地利用集積計画に基づく農地の利用集積及び大槌町農業振興地域整備計画に基づく農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼす恐れはない。 (令和 2 年 11 月 20 日産業振興課担当に確認済)		
(10) 一時転用	適 当	不適当	該当なし		
(11) 転用候補地内の道路・水路の取扱	適 当	不適当	該当なし		

	(12) 土地改良事業関係	<input checked="" type="checkbox"/> 適当	不適当	事業施行者	施行面積 m ²	事業の種類	施行時期	
	該当なし							
	(13) 法令(条例を含む。)により義務付けられている行政との協議の進捗状況	<input checked="" type="checkbox"/> 終了	未了	該当なし				
5 他法令関連事項	(1) 農地法関連 手続	法第18条		合意解約	法第18条第6項通知書受領済		当事者協議中	
	その他			未受付	検討中	送付済		
	(2) 都市計画法との関連	<input checked="" type="checkbox"/> 計画区域内		計画区域外(告示 昭和52年7月14日)				
		都市計画法第8条の 地域地区の決定	地域地区の種類	なし				
	(3) 農業振興地域整備計画との関連	農業振興地域決定の有無		振興地域内	<input checked="" type="checkbox"/> 振興地域外 (告示 昭和49年6月29日)			
農用地区域決定の有無		農用地区域内	<input checked="" type="checkbox"/> 農用地区域外 (決定 昭和49年6月29日)					
(4) 工場立地との関連	対象団地名	該当なし			調査時期			
(5) 他法令による許認可との関連	該当なし							
6 総合意見	許可 一部許可 条件付き許可 不許可 却下							
	(1) 可否・意見	農業委員会ネットワーク機構の意見書 : 有[] 無						
(2) 条件の内容								

(A3)